



基本施策 1 - 3 循環型社会を構築する

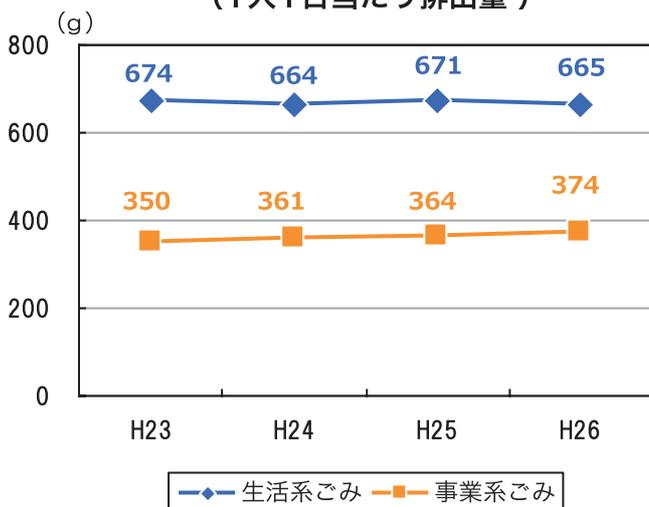
現状

家庭系ごみの排出量は、ごみ処理の有料化により国県平均より下回っていますが、事業系ごみの排出量は、国県平均より上回っている状況です。

廃棄物処理施設については、一般廃棄物最終処分場の残余容量が少ないことから、新たな施設整備を進めるとともに、那須塩原クリーンセンターについても、計画的な設備改修、基幹的設備更新などによる施設の長寿命化が求められています。

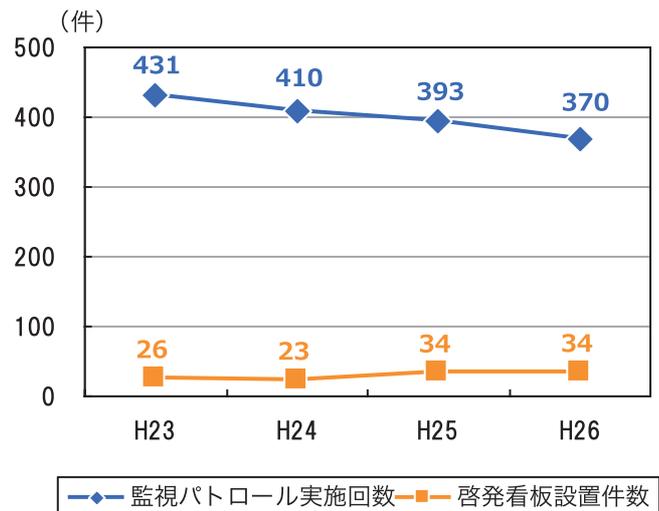
また、不法投棄や野外焼却などの廃棄物の不適正処理が依然として後を絶たず、自然環境への悪影響が懸念されます。

廃棄物発生量
(1人1日当たり排出量)



◆環境対策課調べ

廃棄物不適正処理防止対策状況



◆環境対策課調べ

課題

- ごみの発生抑制
- ごみの適正処理
- 市廃棄物処理施設の管理

具体的な施策

- ①ごみの発生抑制と分別の徹底を推進する
- ②ごみの適正処理を推進する
- ③市廃棄物処理施設の安定稼働と計画的な整備を推進する

目指すまちの姿

市民・事業者・市の協働により、ごみの発生抑制、分別の徹底がなされ、効率的、効果的なリサイクルが推進されています。

具体的な施策	取組内容	目標値			担当課
		指標	H26 (基準年度)	R4 (目標年度)	
① ごみの発生抑制と分別の徹底を推進する	<ul style="list-style-type: none"> 食品ロスを始めとするごみ発生抑制 資源化の推進 ごみ多量排出者への適正指導 レジ袋の削減及びマイバックの推進 ごみの分別の徹底 	ごみの発生量 (資源物除く)	890g /日・人	846g /日・人	環境対策課
② ごみの適正処理を推進する	<ul style="list-style-type: none"> 再利用可能な資源の有効利用 市有のPCB※の適正処理 不法投棄と野外焼却対策の推進 産業廃棄物の適正処理の推進 	市有PCB廃棄物件数	66件	0件	環境対策課
③ 市廃棄物処理施設の安定稼働と計画的な整備を推進する	<ul style="list-style-type: none"> 那須塩原クリーンセンターの管理運営 最終処分場の管理運営 第2期最終処分場の整備 	最終処分場残余年数	7年	15年	環境対策課



イベントでのマイバック推進や
ごみの分別の啓発運動



市内の不法投棄

関連する計画

- 一般廃棄物処理基本計画 (平成 25～33 年度)
- 一般廃棄物分別収集計画 (第 8 期)
- 一般廃棄物処理実施計画

※PCB：ポリ塩化ビフェニルの略。溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されてきたが、脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されている。



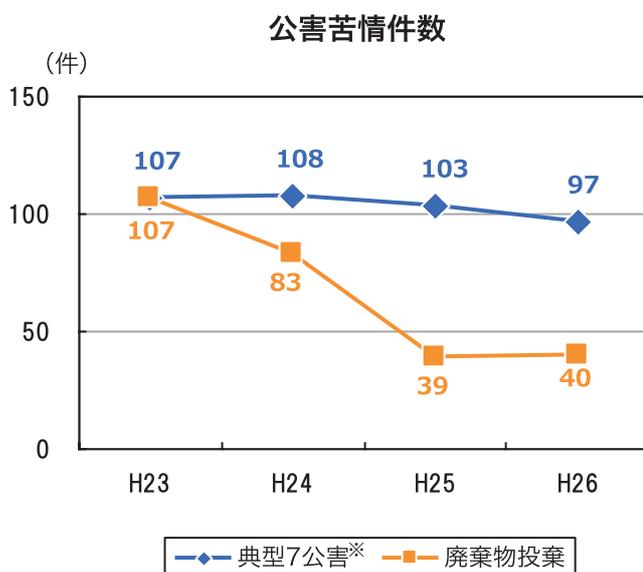
基本施策 1 - 4 生活環境を保全する

現状

これまで私たちは、生活における便利さや快適さの向上を追求してきた結果、環境への負荷を増大させてきました。その結果、私たちの生活を取り巻く環境では、様々な問題が発生しています。

主に公害と呼ばれるものの性格は、事業活動に起因する「産業型公害」と、都市の在り方や私たちの生活様式に起因する「都市型・生活型公害」の2つに分けられます。「産業型公害」は、各種法規制の徹底等によって対策を講じられますが、「都市型・生活型公害」には、市民一人ひとりが環境へ配慮するという意識を持って行動することが大切です。

また、本市には数多くの産業廃棄物処理施設が設置され、多量の産業廃棄物が持ち込まれており、不適正処理を起因とする生活環境への悪影響が懸念されます。本市に立地する民間の最終処分場は全てが安定型最終処分場であるため、浸出水の処理施設や地下浸透を防ぐ遮水工は設けられていません。安定5品目*以外の廃棄物が混入されると、地下水の汚染等、自然環境や生活環境への影響が懸念されます。



課題

公害の防止

産業廃棄物処理施設の立地規制

具体的な施策

①公害の監視及び指導を徹底する

②産業廃棄物処理施設の立地を抑制する

目指すまちの姿 清らかな環境のもと、暮らしの満足度が向上しています。

具体的な施策	取組内容	目標値			担当課
		指標	H 2 6 (基準年度)	R 4 (目標年度)	
① 公害の監視及び指導を徹底する	<ul style="list-style-type: none"> 公共用水域等の水質測定や、工業団地周辺の大気環境測定 指定地域における騒音・振動の測定、新幹線騒音測定 公害に関する企業等への指導、助言 公害苦情相談の受付、処理 	公害苦情件数 (典型7公害 +廃棄物投棄)	137件/年	90件/年	環境対策課
② 産業廃棄物処理施設の立地を抑制する	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理施設の立地規制等に関する国、県への要望 	新規産廃施設設置件数 (累計) (施設の拡張を含む。)	1件	0件	環境対策課



河川の水質調査



那珂川（西岩崎頭首工）

※安定5品目：性状が安定しており、生活環境上の支障を及ぼすおそれが少ないもので、廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くず、ゴムくず、がれき類を指す。

※典型7公害：環境基本法で「公害」と定義される、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭の7つを指す。

